備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び新潟県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七　中部電力株式会社　浜岡原子力発電所

対象原子力事業所の所在地	対象原子力事業所の区域	対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域
静岡県御前崎市	静岡県御前崎市	静岡県御前崎市
佐倉五千五百六十一番地	佐倉（次の図面に示す部分に限る。）	池新田、佐倉、白羽及び宮内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び静岡県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域
一　北緯三十四度三十七分三十六・七五秒、東経百三十八度七分二十八・〇三秒の点 二　北緯三十四度三十七分〇秒、東経百三十八度七分三十七秒の点 三　北緯三十四度三十六分三十七秒、東経百三十八度八分二十秒の点 四　北緯三十四度三十六分二十三秒、東経百三十八度九分五秒の点 五　北緯三十四度三十六分二十八秒、東経百三十八度九分二十九秒の点 六　北緯三十四度三十六分四十五・四二秒、東経百三十八度九分五十一・二三秒の点

八　北陸電力株式会社　志賀原子力発電所

対象原子力事業所の所在地	対象原子力事業所の区域	対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域
石川県羽咋郡志賀町	石川県羽咋郡志賀町	石川県羽咋郡志賀町
赤住一番地	赤住（次の図面に示す部分に限る。）	赤住、田原、長田、福浦港、百浦及び若葉台（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域
一　北緯三十七度四分二十五・〇三秒、東経百三十六度四十三分五・九八秒の点 二　北緯三十七度四分一秒、東経百三十六度四十二分二十一秒の点 三　北緯三十七度三分十四秒、東経百三十六度四十二分二十一秒の点 四　北緯三十七度二分五十四秒、東経百三十六度四十二分五十五秒の点 五　北緯三十七度二分四十五秒、東経百三十六度四十三分二十九秒の点 六　北緯三十七度二分四十四秒、東経百三十六度四十三分五十四秒の点 七　北緯三十七度二分四十七・〇一秒、東経百三十六度四十四分〇・九〇秒の点

九　関西電力株式会社　美浜発電所

対象原子力事業所の所在地	対象原子力事業所の区域	対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域
福井県三方郡美浜町	福井県三方郡美浜町	福井県三方郡美浜町
丹生第六十六号五番地の三	丹生（次の図面に示す部分に限る。）	竹波及び丹生（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域
一　北緯三十五度四十三分七・八七秒、東経百三十五度五十七分二十四・二八秒の点 二　北緯三十五度四十三分四秒、東経百三十五度五十七分七秒の点 三　北緯三十五度四十二分三十六秒、東経百三十五度五十六分五十一秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び石川県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象原子力事業所係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。